

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画大楠三丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大楠三丁目地区地区計画
位 置	福岡市南区大楠三丁目の一部
面 積	約 0.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 <p>当地区は、本市の都心部から南へ約3 kmに位置する『生活中心』高宮の核である「西鉄大牟田線高宮駅」に隣接した、交通利便性の高い地区である。</p> <p>「高宮地区市街地再開発事業」実施地区にも近接した既存商業地域に接する区域であり、今後、土地の所有者等による開発など、商業施設等の集積が見込まれている。</p> <p>このため、駅前に位置する立地特性を生かし、周辺の住宅地の環境に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>駅前に位置する立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な商業・業務施設等の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針 <p>周辺の良好な住宅地環境との調和を図った健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標として、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。</p>

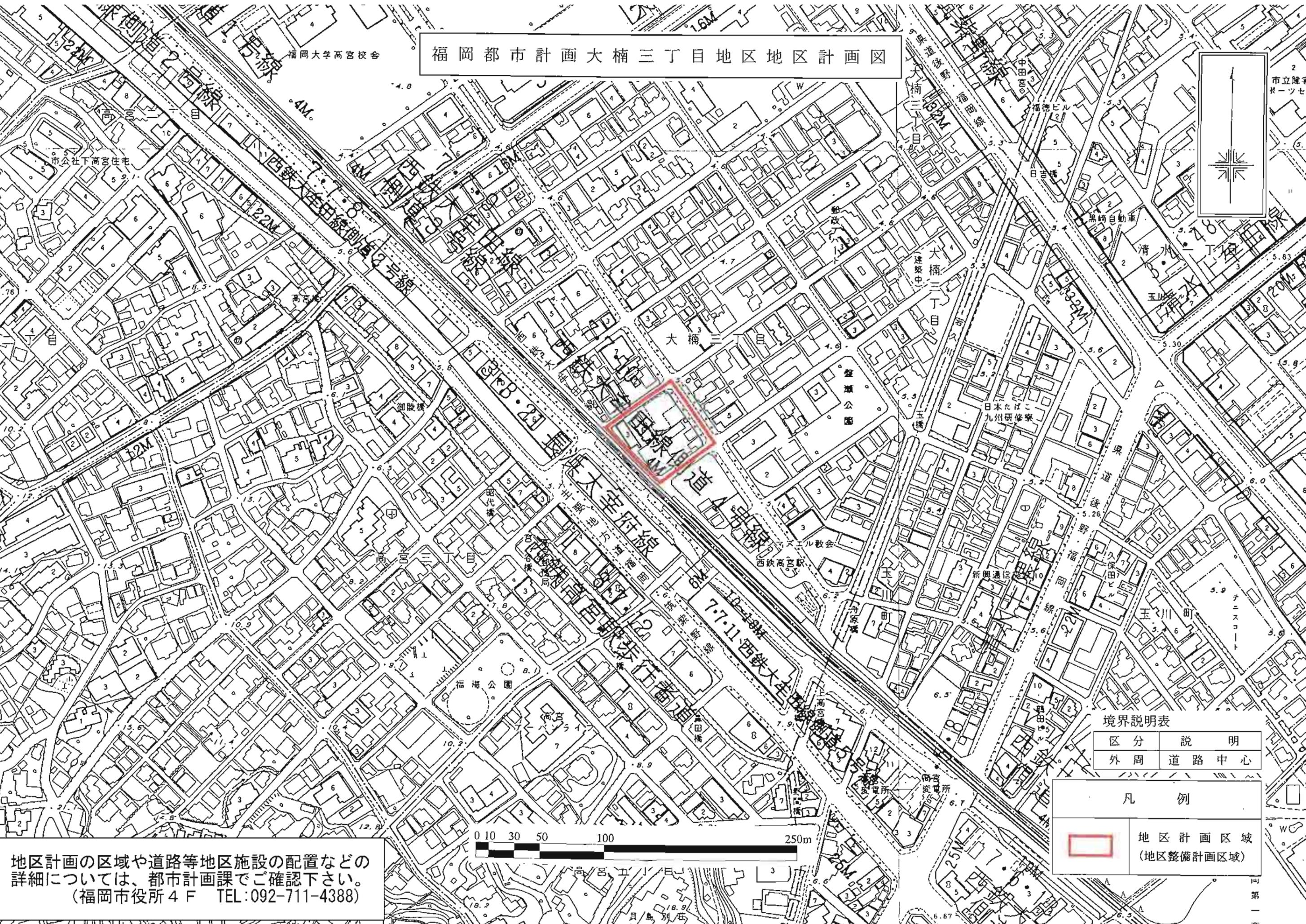
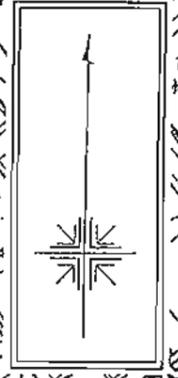
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場</p> <p>3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場</p>
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>敷地面積が200㎡未満の建築物にあつては、10分の20とする。</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画大楠三丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
外周	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
--	----------------------



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)